

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）更新決定処分に係る障害等級認定の変更を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を令和元年7月12日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の更新決定処分のうち、障害等級を2級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、1級へ変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分の違法性又は不当性を主張し、手帳の障害等級を1級に変更することを求めている。

具合が悪くなっているため。

集合住宅に住んでいるため、なかなか外に出にくい。2013年の入院から悪化、住民との関係も悪化。あいさつしない、されないように行動している存在。膝が悪く長く歩くと痛みが出るた

め、定期的に両膝に注射している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 10月 29日	諮問
令和 元年 12月 24日	審議（第40回第2部会）
令和 2年 1月 17日	審議（第41回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級

の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定している。

- (3) 法45条4項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、同条2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。
- (4) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の交付申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

- (5) そして、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行う

こととされており、このことは、同規則 28 条 1 項により、法 45 条 4 項の規定による手帳の更新の場合も同じとされていることから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、本件申請時に提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものと解される。このため、上記の判定に関して、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分に取消し又は変更をすべき理由があるとはできない。

2 次に、本件診断書の記載内容（別紙 1）を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「統合失調症 ICDコード（F20）」（別紙 1・1）は、ICD-10 の分類によると、判定基準の「統合失調症」に該当する。

そして、判定基準によれば、「統合失調症」による機能障害については、「高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの」が障害等級 1 級、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」が同 2 級、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」が同 3 級とされている。

また、留意事項 2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の 2 年間の状態、あるいは、おおむね今後 2 年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり、「H6頃から幻覚妄想状態になり H7.2月〇〇心療内科 H28.4.9当院初診となる」と記載されている。

また、「現在の病状、状態像等」欄（別紙1・4）は、「幻覚妄想状態（幻覚、妄想）」、「精神運動興奮及び昏迷の状態（興奮）」、「統合失調症等残遺状態（自閉、感情平板化、意欲の減退）」、「情動及び行動の障害（暴力・衝動行為）」及び「不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」に該当し、その「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）には、「慢性の被害妄想がある。対人関係はほとんどない。」との記載があり、「検査所見欄」には記載がない。

そして、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「ほぼ自宅で過す」と記載され、その記載内容は、その「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄と大きな矛盾はない。なお、就労状況については「なし」と記載されている。

これらの記載からすれば、請求人は、精神疾患を有し、妄想・幻覚等の異常体験、精神運動興奮、暴力・衝動行為及び強度の不安・恐怖感が続いており日常行動に影響を与えることもあるほか、自閉・感情平板化・意欲の減退もみられ、無為自閉等の残遺状態にありほぼ自宅で過ごしているものと認められる。

一方、妄想・幻覚等の異常体験及び残遺状態について具体的な内容の記述に乏しく、また、高度の人格変化や思考障害の記載もみられないことから、本件診断書の記載からすると、これらの病状はあるものの、その程度は高度とまでは認める

ことはできない。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によると、障害等級1級の「高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの」に至っているものと認めることはできず、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」として、同2級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされ、留意事項3・(6)の表からすると、この記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級2級程度といえる。

そして、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）は、判定基準において障害等級3級に相当する「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が6項目、障害等級2級に相当する「援助があればできる」が2項目とされている。

また、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）では「在宅（家族等と同居）」とされ、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄（別紙1・7）は、「ほぼ自宅で過す」、「就労状況について」の欄は、「その他（なし）」、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）には「なし」と記載されている。

以上によれば、請求人は、障害福祉等サービスを受けること

なく、通院治療を受けながら、在宅生活を維持している状況と考えられる。そうすると、請求人の活動制限の程度については、判定基準等に照らすと、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（障害等級1級）とまでは認められず、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」として、おおむね同2級に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、法施行令6条3項の表（別紙2）に照らし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（1級）に至っていると認めることはできず、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2級）に該当すると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、前記第3のとおり主張しているが、前述（1・(5)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級2級と認定するのが相当である（2・(3)）ことから、請求人の主張は理由がないものというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1 及び別紙2 (略)